

# わかる！社労士 & トミーの社労士合格ゼミ

## 2025年度版 訂正情報 (2025年2月18日掲載版)

わかる！社労士シリーズ&トミーの社労士合格ゼミをご利用いただきましてありがとうございます。この PDF ファイルは、2025年度版のわかる！社労士 テキスト&問題集及びトミーの社労士合格ゼミ(PDF)の訂正情報を掲載したものです。

ご迷惑をお掛け致しまして申し訳ございません。該当箇所を訂正していただけますようお願い申し上げます。

**注意** こちらのファイルは、法改正に係る修正等の情報を掲載したものではありません。法改正に係る情報につきましては、法改正情報ファイルに掲載しておりますので、どうぞそちらをご覧ください。

### 【合格講座受講生の皆様】

トミーの社労士合格ゼミ PDF テキスト アップデート版には、このファイルに記載した訂正箇所が反映されます。

# 1. テキスト&問題集

該当箇所	訂正前	訂正後	コメント
P90 側注(*1) 側注:右側の小さい文字のところでは。	削除 ⇒法改正に伴い不正確な内容になりました。		法改正に係る削除
P190 四角9(1) ① 3行目	POINT *4	POINT *5	番号ズレ修正
P303 問題18 解説 B肢 1行目	生計維持に関し、遺族基礎年金を～	生計維持に関し、障害基礎年金を～	文言の修正
P304 問題21 解説	<p>解説を以下に差し替え。</p> <p>正解 B (二つ)</p> <p>ア 正しい P267 関連(直接の記述なし) 0.73 の調整率を乗じて得た額となります。 法別表第1、令2条</p> <p>イ 誤り P267 関連(直接の記述なし) 「0.88」の調整率を乗じて得た額となります。 法別表第1、令6条</p> <p>ウ 誤り P267 労災保険法の年金給付と社会保険の年金給付の調整は、「同一の事由」であるものに対し、行われます。 法別表第1</p> <p>エ 正しい P267 関連(直接の記述なし) 0.80 の調整率を乗じて得た額となります。 法別表第1、令2条</p> <p>オ 正しい P267 労災保険法の年金給付と社会保険の年金給付の調整は、「同一の事由」であるものに対し、行われます。 法別表第1</p>		内容の修正

P391 ②雑則 四角1 2行目	～の規定(育児休業給付において準用する～	～の規定(育児休業等給付において準用する～	文言の修正
P403 問題28 C肢 差し替え	以下に差し替え 離職理由による給付制限を受けた場合において、待期期間の満了後1カ月の期間内については、公共職業安定所又は職業紹介事業者等の紹介により職業に就いたものでなければ再就職手当は支給されない。		法改正に伴う改題
P411 問題20 解説 E肢 3行目	1カ月前	14日前	文言の修正
P413 問題28 解説 C肢	以下に差し替え 再就職手当に係る支給要件の1つになっている。法56条の3		法改正に伴う改題とあわせて修正
P449 表中 経由先	申告の際の「経由先(経由することができる)」という箇所の項目名と内容を削除し、下記のPLUSを表の下に追加します。		表記等の修正
	<b>PLUS</b> 申告書の提出は、所定の区分に従い、日本銀行、年金事務所、所轄労働基準監督署長又は公共職業安定所長を経由して行うことができます。		
P452 本文 一番下の行	～(下記の表)～	～(次の表)～	文言の修正
P542 (2)表題	子の看護休暇	子の看護等休暇	文言の修正
P542 側注 下から2つ目 4行目			
P693 問題2 解説 A肢	法198条2項	法198条1項	文言の修正
P952 問題38 解説 A肢	100人	50人	文言の修正

## 2. トミーの社労士合格ゼミ

Vol.1 及び Vol.2 において、現時点では修正箇所はありません。

以下、白紙。